

女性視覚障害者における複合差別の経験とその意味づけ**—ある女性視覚障害者のライフストーリーの分析を通して—**

○北星学園大学大学院社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士(後期)課程 安達 朗子(009591)

キーワード：女性視覚障害者、複合差別、ライフストーリー)

1. 研究目的

本研究は、女性視覚障害者 X さんのライフストーリーを基に、女性視覚障害者がどのように複合差別を経験し、それをどのように意味づけてきたのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

2006年国連の障害者の権利条約において、女性障害者に対する「複合差別」が明示されて以降、その実態把握が急務とされている。複合差別の視点は、従来、一枚岩とみなされた単層差別や、被害の悲惨さが強調されるような重層差別とも異なり、被差別集団間や集団内部、差別の複合的に絡み合う構造や関係をも視野に入れ、その個人に生じる差別の在りようを立体的に捉えるものである。

女性障害者は、恋愛や結婚、生殖から排除され、複合差別に対して社会運動を展開してきた。その差別の背景には、女性らしさや女性役割に不適切とみなす社会のまなざしや、障害者を価値のない存在としてみなす障害観がある。さらに、それらの否定的な社会のまなざしが女性障害者の自己像に多大な影響を及ぼしている(上野 1996)。歴史的に、女性視覚障害者のあんま業における性的被害や結婚不可論は問題化されてきた。しかし、差別と対峙してきた女性視覚障害者の生きられた経験は不可視化され、その差別のあり方を分析した研究も希少である。

そこで本研究は、女性視覚障害者の複合差別を可視化するため、個人の側から社会のあり方を紐解くライフストーリー研究法を用いる。調査協力者は、女性視覚障害者である筆者の知人であり、60代先天性全盲の X さんである。インタビューは、90分を目安に3回行った。分析は、随時逐語起こしを行い、類似の経験を収集・分類した。さらに、時系列に即して、その経験に対する X さん自身の意味づけに着目し分析した。

3. 倫理的配慮

調査協力者には自由に参加を決定していただくこと、個人情報保護の保護、負担や不快への配慮、録音データの厳重な管理等を口頭で説明し、了承を得た。なお、本調査については、2019年12月11日に開かれた北星学園大学倫理審査委員会にて承認を得ている(文書番号19・研倫第49号)。

4. 研究結果

X さんは、教育、恋愛・結婚観、介助、職場という場面ごとに複合差別を経験していた。教育の場面では、盲学校において、ほとんどの教員や親たちが経済的自立を優先する自立観のもとで生徒に専攻科を勧めていた。その背景には、盲学校の進路選択の希少性と就職

困難という問題があった。

恋愛・結婚観の場面では、ほとんどの女子生徒たちが将来の結婚を第一に心配していた。そこには、就職困難という問題を背景に、将来が制限されていたこと、また、男子生徒から女子としてみなされなかった経験が影響していた。それとは対照的に、女子生徒に一言声をかけてから手に触れて指導する男性教員の言動は、女性として配慮されたという安心感をもたらしていた。

介助の場面においては、男性による女性に対する配慮に欠けた不適切な支援と、性的対象としてみられる危険性があり、Xさんは、それに対し、強気の態度である「アピール」をして対処していた。

職場の場面においては、盲学校の普通科教員となったXさんに対する晴眼者の教員たちから能力を試されるようないやがらせがあった。それに対し、Xさんは「生き延びる」ために耐え抜いていた。

5. 考察

Xさんのライフストーリーから、複合差別を生起させていた要因を抽出すると①情報不足、②合理的配慮の不提供、③経済的自立を優先する自立観、④結婚が一人前とする考え方、⑤女性役割、⑥女性としてみなされない、⑦能力の過小評価、⑧能力の過大評価に集約される。これらの要因が、人生を通して絡み合い、4つの場面で女性視覚障害者特有の複合差別を現出させていた。Xさんは、これまでの複合差別に対して、「訴える発想がなかった」と意味づけた。

草柳は、「人は自分の問題経験から社会問題を認識し、定義するようになったとしても、それをただちに公然と表明するわけではない」と述べている。そして、表明することと同時に沈黙も視野に入れ、「クレーム申し立て」を考察している(草柳 2008:20-1)。Xさんが差別について訴えるという表明をしなかったのは、Xさんが抵抗しつつも、「生き延びる」ために沈黙を自ら選択したことでもあった。なぜなら、大学進学や職場勤務においてマイノリティであったことにより、訴えることでさらなる標的にされうる危険性があったからだ。さらに、訴えを受け止めてくれる人や場がなかったことにも起因する。Xさんに「訴える発想がなかった」のは、否定的な社会のまなざしを内面化したからではない。そこには、否定的な社会のまなざしに苦悩する複雑な葛藤があったからだといえる。

【引用文献】

草柳千早(2008)「社会問題と相互行為：「曖昧な生きづらさ」とクレーム申し立ての社会学」早稲田大学博士論文(文学)。

上野千鶴子(1996)「複合差別論」『岩波講座現代社会学第15巻差別と共生の社会学』岩波書店,203-232。